

(協働のまちづくり支援事業)  
「私が創る柳津町ミライプロジェクト」公募要領

1 趣旨

本要領は、柳津町（以下、本町という。）が実施する「私が創る柳津町ミライプロジェクト」における施策の公募方法について定めるものとする。

2 事業目的

町民や企業等から優れた施策を募集することで、生活様式の多様化に伴い複雑化する行政課題の解決や町政への町民参加推進を図る。

3 事業概要

町民や企業等から施策を公募し、提案された施策について審査を行う審査会を開催。審査会では施策提案者が発表を行い、審査員が本要領「9,(5)」を基準に評価する。原則、より高い評価を得た施策から予算額に達するまで採択する。なお、採択された施策については、提案者へ業務委託する形により実施する。

4 事業費

(1) 事業費上限額（予算額）

500 千円（1,000 千円）

(2) 対象経費

事業実施に要する費用全般

5 対象施策

下記、「(1), ア～エ」のいずれかに該当する施策でありかつ「(2), ア～オ」の全てに該当しない施策とする。

(1) 必要要件

対象となる施策は、以下ア～エに定める課題の解決を目的としたものとする。

ア 関係(交流)人口の創出・拡大

6次化や付加価値創出に係る連携、新しい観光資源(商品開発 等)の創出に関する  
こと。また、既存観光資源の整備や魅力の向上につながるもの。

イ 歴史・文化の継承

歴史・伝統文化の継承に関するもの(ワークショップ、広報資料作成 等)。

ウ 生活の利便性向上・健康促進

町民の生活環境改善または健康・活力増進に関するもの(スポーツ大会 等)。

エ その他

公共性が高い課題であり、町長が特に必要と認めるもの。

## (2) 対象外要件

- ア 団体が従来から行っている継続事業、および新規事業であっても実質的に同一とみなされる事業
- イ 柳津町及び他の公共団体の補助金等の交付を受けている事業
- ウ 宗教的活動または政治的活動に関する事業
- エ 特定の企業、団体および個人の利益を追求するための事業
- オ 公序良俗に反する事業に関する事業

## 6 参加資格

提案施策に係る業務の実行能力がある者で、下記、(1)~(3)のいずれかに該当する者とする。

- (1) 本町に本籍地を置く個人または本町を中心に活動する団体
- (2) 会津地域に事業所を有する企業または個人事業主
- (3) 事業実施主体かつ上記(1)に該当する者と協力して事業を行う者

## 7 公募スケジュール

- (1) 6月26日(水) 公募開始
- (2) 7月31日(水) 参加申込書提出期限
- (3) 8月2日(金) 事前審査
- (4) 8月21日(水) 提案資料提出期限
- (5) 8月26日(月) 審査会【本審査】
- (6) 8月28日(水) 審査結果公表(町HPへ掲載)
- (7) 9月以降 仕様書協議
- (8) 9月以降 契約

## 8 参加申込

### (1) 申込方法

#### ア 専用申込フォーム

下記、専用申込フォームから申込してください。

URL : <https://forms.gle/qvAG9Na48FeGajTG7> (google)

#### イ その他

参加申込書を作成のうえ、メールや FAX、郵送、持込みによりお申込ください。

提出先：柳津町みらい創生課

住 所：〒969-7201 福島県河沼郡柳津町大字柳津字下平乙234

T E L : 0241-42-2447 、 FAX : 0241-42-2505

Mail : [mirai-sousei@town.yanaizu.fukushima.jp](mailto:mirai-sousei@town.yanaizu.fukushima.jp)

※ 持ち込みの場合は、窓口に来られた方のお名前等も記録させていただきます。

## 9 提出書類

### 【参加申込時】

- (1) 参加申込書（任意様式）※ 専用申込フォームから申込む場合は不要  
代表者の名前、住所、連絡先及び下記、ア～エについて記載してください。
  - ア 選択した地域の課題について  
本要領「5, (1), ア～エ」から選択して記載してください
  - イ 取り組みたい事業
  - ウ 地域がどう変わるか
  - エ 事業費  
以下、(ア)～(ウ)から選択して記載してください。
    - (ア) 30万円以上～50万円以下
    - (イ) 10万円以上～30万円未満
    - (ウ) 10万円未満

- (2) 参加辞退書（参加申込書提出期限後に参加を辞退する場合）  
辞退者が確認できる形で作成、提出してください。

### 【審査会時】

- (3) 提案資料（任意様式）  
下記、ア～オについて記載してください。
  - ア 取り組みたい事業
  - イ 地域がどう変わるか
  - ウ 事業の計画
  - エ 事業を実施する体制
  - オ 事業費  
実際に要望する金額について記載してください。

### 【業務完了時】

- (4) 実績報告書  
実績が確認可能な資料を提出してください。（※詳細は審査会後に協議します。）

## 10 事前審査

提出された参加申込書により、本公募要領「5 対象施策」に適合しているかについて審査を行います。事前審査では施策の適否についてのみ審査しますが、不適合とした場合はその理由についても合わせて回答します。なお、審査にあたり提案内容について正確に把握するため、代表者に電話等によりヒアリングを行うことがあります。

- (1) 審査結果  
審査結果については、別途、参加申込者に通知します。
- (2) 審査員  
みらい創生課長

## 11 審査会（本審査）

### （1）開催日時

令和6年8月26日（月）※ 時間については、別途通知します。

### （2）会場

柳津町中央公民館 やないづふれあい館 多目的ホール  
（福島県河沼郡柳津町柳津下平乙 242-2）

### （3）審査委員（全4名）

下記、ア～エのとおりとする。

ア 副町長（審査委員長）

イ 教育長

ウ 最高デジタル責任者

エ みらい創生課長

### （4）審査方法

提案者は審査会当日に会場へ集合のうえ、順番にプレゼンテーション（10分程度）と質疑応答（10分程度）を行います。プレゼンテーションの方法については、原則、自由としますが、会場で使用できない機材等もありますので適宜お問い合わせください。なお、審査会の詳細（開始時間、発表の順番）は別途参加者へ通知します。

### （5）評価基準

下記、表のとおり。

No.	項目	評価ポイント	配点
1	実効性	<ul style="list-style-type: none"><li>・複数人が協力して事業を行う体制となっているか（個人が提案する場合は、協力団体の有無）</li><li>・資格等が必要な事業については、適切な人材が配置されているか。</li><li>・適切な事業計画となっているか。</li><li>・事業費が適切に設定されているか。</li></ul>	10点
2	有効性	<ul style="list-style-type: none"><li>・限定的ではなく、多くの町民が認知する課題か。</li><li>・課題解決のため適切な手段が講じられているか。</li><li>・継続、発展的な効果が期待される内容か。</li><li>・町振興計画と親和性がある内容か。</li></ul>	10点
3	新規性	<ul style="list-style-type: none"><li>・既存の取組とは異なる、新しい取組であるか。</li><li>・町外への波及的効果が期待できる内容か。</li></ul>	5点

※ 得点基準：非常に良い 10点、良い 8点、普通 6点、悪い 4点、非常に悪い 2点  
〃 5点、〃 4点、〃 3点、〃 2点、〃 1点

(6) 提案施策の採択

各審査員の点数の合計から施策の順位付けを行い、順位が最も上位の施策から順に、予算に達するまで採択します。なお、予算超過により採択不可能となった場合、以降の順位の施策で予算の範囲内で採択可能な施策がある場合はその施策を採択します。

(7) 結果の通知

審査結果は提案者全員に通知するとともに、本町 HP でも公表します。

(8) その他

ア 審査会の様子は、原則、公開することとし、審査会場での傍聴や本町 HP へ提案者及び提案内容について掲載します。

イ 審査方法等については、提案者数等を考慮して変更となる場合があります。変更が生じた場合には、別途、提案者全員へ通知します。

12 その他

(1) 契約の締結等

ア 仕様書の協議

本町と提案者との協議により委託契約に係る仕様書を確定後、契約を締結します。なお、原則、仕様は提案内容のとおりとしますが、一部変更を要する場合があります。

イ 契約金額の確定

契約金額は 50 万円を上限として、協議のうえ作成した仕様書に基づき改めて見積書を徴取し決定します。

(2) 次年度以降の事業継続について

本事業で採択した施策について、「継続、発展的な効果が期待されるか」を評価項目の一つとしておりますが、本事業による委託業務終了後に当該事業が継続した場合に、本町事業として業務委託することを約束するものではありません。